

飛騨川国有林の地域別の森林計画書

(飛騨川森林計画区)

(変更)

(平成30年12月変更)

計 画 期 間

自 平成29年 4月 1日

至 平成39年 3月31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、平成31年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目 次

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量	1
------------------------	---

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 林班数

森林の所在		治山事業施行 地区数	うち前半 5年分	主な工種	備 考
市町村	区 域				
下 呂 市	20～23・24の一部, 24の一部・25～27・28の一部・29の一部, 41～45, 65・66・79・80, 99～104・110～114, 115～119, 125～134, 147～151, 166の一部・167～172・179～183, 184～191, 198～208, 1014～1020, 1021～1031, 1077・1080～1083, 1116・1119, 1120～1127, 1128～1131, 1132, 1133～1139, 1176～1182	48	48	溪間工、山腹工、本数調整伐	
七 宗 町	1231～1249	11	11	溪間工、山腹工、本数調整伐	
東白川村	2175～2185	5	5	溪間工、山腹工、本数調整伐	
計		64	64		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施行地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。